令和８年第３回定例会
決算特別委員会資料第 32 号
高野委員請求
障害福祉課

移動支援事業 身 知 精

担当窓口　障害福祉課事業推進係

社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。

〈対　　象〉市内に住所を有する方または市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

（１）愛の手帳の交付を受けている学齢以上の障害者（児）
（２）肢体不自由のうち両上肢１級かつ両下肢１級の身体障害者手帳の交付を受けている学齢以上の障害児
（３）精神保健福祉手帳１級の交付を受けている学齢以上の障害者（児）

対象者別利用限度時間

対象者区分		利用限度時間（ひと月あたり）
（1）（3）	小学１年生～小学３年生	13時間
	小学４年生～中学３年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の末まで	22時間
	18歳に達する日の属する月の翌月から	25時間
（2）	小学１年生～小学３年生	13時間
	小学４年生～中学３年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の末まで	22時間

緊急時の対応・夏季休業日の時間増

変更項目	変更内容
緊急時の対応	その月の上限支給量の限度時間まで使い切った後（利用予定時間は含まない）に、緊急やむを得ない事由が発生した場合、１か月に10時間を限度として利用できます。 ※緊急やむを得ない事由とは下記のとおりです。 ①利用者、同居の親族又は身体障害者補助犬の傷病により通院するとき。 ②親族の事故又は病状の急変により病院へ行くとき。 ③親族の葬儀に参列するとき。
夏季休業日の時間増	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する利用者であって、市の承認を受けた方は、１か月当たりの利用限度時間を７月の夏季休業期間にあっては５時間まで、８月の夏季休業期間にあっては10時間まで加算する。

〈利用形態〉

・個別支援型　１人の利用者に対して１人のガイドヘルパーが支援します。
・グループ支援型　複数の利用者に対して複数のガイドヘルパーが支援します。（ただし、利用者３人対ヘルパー２人、利用者４人対ヘルパー３人、利用者５人対ヘルパー４人の組み合わせに限ります。）

〈利用者料金〉

・個別支援型　最初の２時間まで、30分あたり130円。以降、30分あたり105円。
・グループ支援型　最初の２時間まで、30分あたり105円。以降、30分あたり85円。

※生活保護および市民税非課税世帯は無料。移動にかかる費用等は実費負担。

※障害福祉課発行「障害福祉ガイドブック（令和８年２月発行）」より抜粋